平成２５年（フ）第１７５号
北九州市小倉北区黄金２丁目６番13号
債務者　河野みゆき
1　決定年月日時　平成25年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０４号
北九州市小倉北区下到津２丁目12番16号
債務者　秋吉　希美
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１３号
沖縄県那覇市字小禄303番地　高良アパート２階
債務者　高橋　幸美
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１４９号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―401号
債務者　吉田　純也
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７号
神戸市長田区若松町５丁目５番１―814号、従前の住所神戸市長田区若松町５丁目５番１―2119号
債務者　桑野　朋子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２００号
神戸市兵庫区鍛冶屋町２丁目１番10号　３階
債務者　岡　　雅和
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートビレジ２号棟722号
債務者　芝西　一明
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
山口市徳地船路941番地１
債務者　齊藤　　敬
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
山口市穂積町４番７号
債務者　井上　光子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２号
山口県美祢市美東町綾木2762番地１
債務者　鷹島　千春
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
山口県防府市三田尻１丁目３番41号　堀口ハイツ203号室
債務者　廣政　勇次
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
熊本県荒尾市金山1243番地７
債務者　田中　　環
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県荒尾市万田396番地３
債務者　川上　幸秀
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２０号
熊本県荒尾市川登1907番地238
債務者　杤渕　義則
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２１号
熊本県荒尾市川登1907番地238
債務者　杤渕千代子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２２号
熊本県荒尾市原万田42番地156
債務者　田中眞知子
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２４号
熊本県荒尾市万田1008番地
債務者　中嶋　秀次
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第４号
山口県下関市吉見里町１丁目１番２－２号
債務者　弘中　義矩
1　決定年月日時　平成25年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係